

10. 退去時の手続き

退去に際しては次のような手続きがあります。忘れずにお確かめください。

(1) 退去届（契約解除届）および日割家賃等の支払い

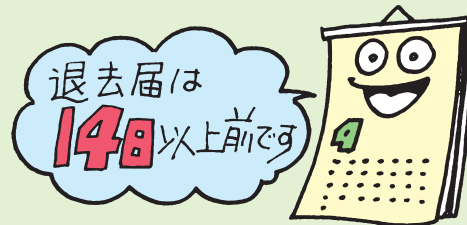
お住まいの住宅の契約を解除して退去されるときは、退去する日の14日以上前までに「賃貸住宅賃貸借契約解除届」を管理サービス事務所または管理連絡員に提出してください。

契約解除届の提出日から退去する日までの期間が14日に満たない場合は、解除届提出の翌日から起算して14日目が契約解除日となりますので、契約解除日以前に退去されても、契約解除日までの家賃等をお支払いいただくことになります。

なお、解除届提出後は次にお住まいになる方のあっせん手続きに入りますので、契約解除の取り消しや契約解除日（退去日）の延期はできませんので、余裕をもって契約解除日を決めてください。

また、月の途中で退去される場合、その月の家賃等は、日割計算でお支払いいただくこととなります。

団地内有料駐車場、貸倉庫をご利用の方は、別途、契約解除届を提出してください。



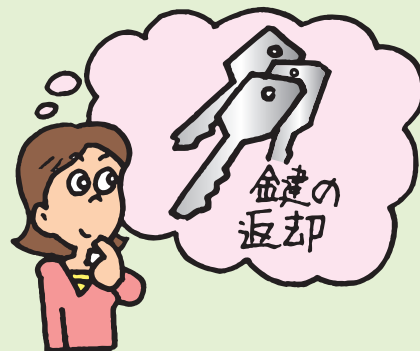
(2) 皆さまの負担となる修理費用の査定

退去届を受付けますと、UR都市機構から住宅の損傷の程度を調査に伺います。居住期間中の住宅の汚損、き損などを調査し、皆さまの負担となる修理費用を決定するものです。

詳しくは、46～47ページをご覧ください。

(3) 「鍵」の返還

入居時にお渡しした住宅の「鍵」は、住宅とともに皆さまに貸与されたものです。退去の際は全部の「鍵」を管理サービス事務所または管理連絡員に引き渡してください。当初渡された「鍵」を紛失されている場合は、シリンダー錠の取替えが必要となるため、その費用をお支払いいただきます。



(4) 皆さまの設置したものの撤去

退去の際は、浄水器や集合郵便受箱の錠前など、皆さまご自身で設置されたものを忘れずに撤去してください。また、専用庭付き住宅の場合、皆さまご自身で設置されたもの（植栽された草花等の植物を含む）のほか、入居中に生えてきた樹木等、入居時には無かったものについては、忘れずに撤去してください。

(5) 敷金の返還

敷金は、契約解除日の属する月の日割家賃等、皆さまの負担となる修理費用等（万一、未納の家賃等がある場合、これを含みます。）を控除して、返還されます。

なお、精算額が敷金をこえる場合には不足分を別途、お支払いいただくこととなります。

(6) 電気・ガス・水道料金等の精算

退去の数日前までに、電気、電話、ガス、水道、インターネット（UR 賃貸住宅向けのサービスに限る）の各供給元に退去の通知をし、退去日までの使用料の精算をしてください。また、新聞等の配達停止と精算も行ってください。



(7) 退去時のゴミ処理

退去時に発生した粗大ゴミは、ご自分で処分し、**一般ゴミ置場に絶対捨てないでください。**

(8) その他

- 市区町村への転出届の提出等、必要な手続きを行ってください。転入先の市区町村での住民登録等を行うときに証明書等が必要となります。
- 最寄りの郵便局へ転居届（用紙は郵便局にあります。）をお出しください。転居届をお出しになりますと、郵便局は旧住所あての郵便物を新住所へ転送します。ただし、この転送扱いは 1 年間です。
- 団地保険等にご加入されている方は、ご加入の保険会社や代理店にお問合せの上、住宅の変更や解約など、所定の手続きを行ってください。